

地方独立行政法人 玉野医療センター 第2期中期目標（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

- 1 実施期間 令和6年8月13日（火）～令和6年9月9日（月）
- 2 閲覧場所 玉野市ホームページ、市役所2階情報公開室、各市民センター等行政情報コーナー
- 3 応募結果 本件のパブリックコメントの募集に対して2名から17件の意見が提出されました。

No	意見	意見に対する市の考え方	中期目標への反映
1	第2の「(5)在宅医療」の項では、新たに「在宅療養支援病院として、24時間体制で緊急対応できる体制を整備し、安心して自宅で療養生活が送れるよう在宅療養環境を支援すること。」が掲げられている。療養型病床との関係も含め、具体的にはどのように取り組まれるのか。	新病院としましては、療養病床を有しながら、在宅療養支援病院の機能を併せ持つことで、医師等の判断にもよりま すが、ご本人やご家族の意向も伺いながら、入院もしくは在宅での治療を選択することも可能であり、また、在宅で療養している方の緊急時の入院にも柔軟に対応できるため、安心して療養生活を送ることができるものと考えています。 具体的な取組については、玉野医療センター（以下「法人」とする。）が策定する中期計画において、定めることとなります。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。
2	4ページの「地域との交流」では、市民に開かれた公立病院（公的医療機関）として、市民向け公開講座等の開催や市民アンケートの実施、市民・患者等との意見交流会の開催など、市民参画、市民参加の視点を中期目標に明記するよう求めるが、どのように考えられているのか。	市民から信頼され、愛着を持っていただける病院になるためにも、地域との交流は重要なものと認識しており、中期目標においても本項目を記載しています。 中期目標に一例を掲げていますが、目標を達成するための具体的な取組については、法人自ら中期計画に定めることが望ましいものと考えています。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。

N o	意見	意見に対する市の考え方	中期目標への反映
3	5 ページ(3)の「外部評価等の活用」とは、どのような方法で評価を受けるのか。	市としましては、一例として、日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価を活用することを想定しています。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。
4	理事長をはじめ役員を先頭にした経営・業務改善への指導的役割と責任は大きく、中期目標にはこの点を明記し強調すべきである。 また、職員の経営への参画意識を高める意識改革が求められると思うが、中期目標ではこれらの点を明確にすべきではないか。どのように考えられているのか。	いただいたご意見を参考に、第3－1－（１）運営体制の項目を変更します。 なお、職員の経営への参画意識を高める意識改革についても重要な視点であると考えていますが、第3－1－（２）管理体制及び事務部門の強化の項目で組織としての経営の専門性を高めることと記載しているところであり、その目標を達成するための具体的な取組については、法人自ら中期計画に定めることが望ましいものと考えています。	下記のとおり中期目標へ反映します。赤字が変更した部分です。 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 業務運営体制の構築 （１）運営体制 地方独立行政法人制度を最大限活用し、主体性を持った意思決定ができるよう運営体制を確立するとともに、理事長をはじめ役員を先頭に病院全体が一丸となって、社会情勢の変化や医療保険制度改革に迅速かつ柔軟に対応できるよう運営体制の最適化を図ること。
5	前文では、「新型コロナウイルス関連の補助金が受けられ、一時的ではあるが、収支の黒字化につながる結果となった。……医療を取り巻く環境はより一層厳しい状況になっており安定的な経営基盤の確立が喫緊の課題と言える。」と記載している。また、中期目標 5 ページの第4 の 1、「持続可能な経営基盤の確立」が課題として記載されている。不採算医療や政策的医療等への市負担となる（基準内）「運営費負担金」は必要であり、これらを除き経常収支比率 100%以	目標達成のための具体的な取組や目標指標などは、法人自ら定めることが望ましいものと考えており、ご意見にある経常収支比率などの目標指標についても、中期計画の中で法人が定めることとなります。 また、新病院の建設に関する企業債の元利償還金については、総務省が定める公営企業繰出基準に基づいた負担割合に応じて、市と法人がそれぞれ負担することになります。 また、財政指標等の目標については、法人が中期計画の中	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。

N o	意見	意見に対する市の考え方	中期目標への反映
	上を目標とするよう明記すべきと思うが、どのようにされるのか。 また、新病院建設費の借金償還分を含めた法人負担と市負担についてはどのように考えているのか。減価償却費が増額となっても、「安定的で、持続可能な経営基盤」の確立に必要な重点目標や財政指標を示すよう求めるが、どのようにされるのか。	で定めることになります。	
6	地域医療を支える、地域の拠点病院として市立の公的医療機関は将来にわたって必要である。職員一人ひとりが公的病院の使命と役割を自覚し、誇りをもって働くことができ、市民の期待に応え得る公的病院となることが求められている。法人として、公的病院としての役割と使命、職員の誇りと自覚を促すための取り組みを中期目標に明記すべきと思うが、どのようにされるのか。	ご指摘の点につきまして、中期目標自体が、市が求める法人としての役割等を総括的に示したものとなっています。また、患者に対する接遇意識の向上など、職員の意識向上を図る取組等については、中期目標の第2－3の各項目において、記載しています。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。
7	第2期中期目標の達成のため、玉野医療センターに対して具体的な中期計画の策定や進捗管理を求めると思うが、中期目標にこの点を明記すべきではないか。	地方独立行政法人法において、中期計画の策定や業務実績評価を通じた進捗管理についての仕組みが規定されていますので、中期目標において明記する予定はありません。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。
8	第2期中期目標に対応した具体的な第2期中期計画の策定と公表はどのようにされるのか。第2期中期計画(案)はパブリックコメントをされるのか。	第2期中期計画は、玉野医療センター評価委員会の意見を聴取した上で、市議会に議案を提出する予定としています。最終的には令和7年3月に法人のホームページにて公表する予定としています。第2期中期計画に関するパブリ	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。

N o	意見	意見に対する市の考え方	中期目標への反映
		ックコメントを実施する予定はありません。	
9	第2期中期目標には具体的な指標はまったく示されていません。市民へのパブリックコメントを実施する以上、市として中期目標達成のために重要な幾つかの指標は記載すべきではないか。他市においては「救急搬送応需率」、「医師1人1日当たり診療収入(常勤換算)」、「経常収支比率」、「営業費用対医業収益等」等の指標(水準)を記載しているところもある。市として最低限の重要な指標は明記しなければ、この中期目標では極めて分かりにくく、評価もできないと考えるが、どのようにされるのか。	具体的な指標は中期目標ではなく、中期計画の中で法人が定めることが望ましいものと考えています。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。
10	各事項のつきまして、概念的な目標を記載されておりますが、具体的な行動内容は別途細則のようなものがありますでしょうか。実際の企画あるいは実現目標があいまいのように思われます。	市が中期目標を策定した後に、法人が中期目標に基づいた中期計画を策定します。中期目標を達成するための具体的な取組内容や数値目標は中期計画の中で法人自ら定めることとなります。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。
11	第2項1の(1)救急医療について 「急性期医療を担う地域の中核病院として「断らない医療」を実践するとともに、市内外の医療機関と連携し夜間及び休日における救急医療体制を確保し、1次救急から2次救急までの地域で担うべき救急医療については、地域のなかで完結できる体制を構築すること。」とありますが、具体的内容をおしえてください。	中期目標を策定後に法人が策定する中期計画にて、中期目標を達成するための具体的な取組内容を定めることとなります。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。

N o	意見	意見に対する市の考え方	中期目標への反映
	例えば、①休日夜間においても、関係職種（医師、看護師、臨床検査技師、臨床放射線技師、事務員など）の必要数を配し、診療、検査、患者支援および他施設との円滑な連携を行えるよう人員を配置する。②これらの人員は、救急医療が滞りなく、また医療の遅れが出ないよう、宿直体制とする。などです。		
1 2	第2項1の（4）検診・予防医療について 先般、岡山大学他と、遺伝子関連検査結果を活用した健康増進の実現をめざす連携協定を締結されました。遺伝子検査につきましても、大変デリケートな部分もあり、場合により受診者にとり大きな心の負担を強いる場合、あるいは密にフォローが必要な場合もあると考えます。（特にがん関連遺伝子検査）その際、メンタルおよび実際の診療、指導について、どのように進めて行かれるのでしょうか。 カウンセリングを行うとありますが、岡山大学に紹介で済ませるのではなく、地域の中で日常的に支援が必要な場合も出てくるかと思えます。その際の、紹介ではなく玉野医療センターとしての対応について、必要な人材の配置および玉野医療センターとしての育成の計画を教えてください。	中期目標を策定後に法人が策定する中期計画にて、中期目標を達成するための具体的な取組内容を定めることとなります。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等はありません。
1 3	第2項1の（6）災害医療について 災害時の対応について、こちらも具体的な内容が記載さ	災害時における医療の中心的役割は、災害による負傷者の受入や他院との応援職員の派遣などを想定していま	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等はありません。

N o	意見	意見に対する市の考え方	中期目標への反映
	れていません。災害時における医療の中心的な役割を担うこととありますが、具体的にはどういうことでしょうか。 そのために必要な、人員の確保方法、備蓄内容と備蓄方法、水、電気、水道のバックアップ状況はいかがでしょうか。特に災害時に水の供給は遅れると聞いております。その確保の方法、水の使用を最小限に抑える機器の採用（消毒用機器、臨床検査機器ほか）なども念頭に、機能や機種を選定をされているのでしょうか。	す。 災害時の備蓄については、数日間活動するための水、食料、燃料、医療品を備蓄し、災害時には事業継続計画に基づいて病院機能を可能な限り維持することとしています。	
1 4	第2項2 医療の質の向上について 私たちが質の高い医療を受けるための情報として、院内およびホームページ上に、医療機能情報、取得加算状況、医療およびその遂行に必要と考えられる評価調査への参加状況と評価の結果（病院機能評価、ISO、精度管理調査など）の掲示、また職員の持たれている認定資格等の掲示をお願いします。	どのような情報を発信するかは法人の判断になります が、市としましては、中期目標の第2－3－（4）に積極的な情報発信を行うように記載しています。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。
1 5	第2項2（3）医療従事者の確保及び育成について どのような研修を行い、どのような資格を勧め、どのような育成（人として、医療人として、技術者としてなど）をされるか具体的な目標と計画を示していただきたい。	中期目標を策定後に法人が策定する中期計画にて、中期目標を達成するための具体的な取組内容を定めることとなります。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。
1 6	第3項2（2）職員の職務能力の向上 「医療の進歩に伴って必要となる知識や技術が高度・複	中期目標を策定後に法人が策定する中期計画にて、中期目標を達成するための具体的な取組内容を定めることとな	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等 は行いません。

N o	意見	意見に対する市の考え方	中期目標への反映
	雑化するなかで、より専門性を持った知識や技術の習得のため、研修制度や専門資格取得に関する支援等について充実を図ること。」についても同様に、具体的な例を示しつつ上記４）５）とも併せ包括的なご回答をお願いします。	ります。	
１７	第２の項３（３）地域との交流について 「市内イベントへの参加や地元コミュニティとの交流、院内イベント等の開催を通じて、病院のことを知ってもらうための機会を積極的に設け、安心して来院できる環境づくりに努めること。」とありますが、地域との交流の他、各種職能団体（医師会、薬剤師会、看護協会、診療放射線技師会、臨床検査技師会、理学療法士会など）との連携も必要と感じます。相互連携の予定、方法、取り組みの考え方についてお示してください。	中期目標を策定後に法人が策定する中期計画にて、中期目標を達成するための具体的な取組内容を定めることとなります。	考え方は左記のとおりとなりますので、中期目標の変更等はいりません。

意見は原文のまま表記しています。

地方独立行政法人玉野医療センター中期目標 新旧対照表

第2期中期目標（案） 【パブリックコメント修正後】	第2期中期目標（案） 【パブリックコメント修正前】	主な変更点
第3（略） 1（略） （1）運営体制 地方独立行政法人制度を最大限活用し、主体性を持った意思決定ができるよう運営体制を確立するとともに、<u>理事長をはじめ役員を先頭に</u>病院全体が一丸となって、社会情勢の変化や医療保険制度改革に迅速かつ柔軟に対応できるよう運営体制の最適化を図ること。	第3（略） 1（略） （1）運営体制 地方独立行政法人制度を最大限活用し、主体性を持った意思決定ができるよう運営体制を確立するとともに、病院全体が一丸となって、社会情勢の変化や医療保険制度改革に迅速かつ柔軟に対応できるよう運営体制の最適化を図ること。	・理事長と役員に関する記載を追加

地方独立行政法人 玉野医療センター

第 2 期中期目標（案）

玉 野 市

目 次

前文	1
第 1 中期目標の期間	1
第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1 担うべき医療提供体制	1
2 医療の質の向上	3
3 患者サービスの向上	3
4 地域医療連携の推進	4
第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	4
1 業務運営体制の構築	4
2 職場環境の整備	5
第 4 財務内容の改善に関する事項	5
1 持続可能な経営基盤の確立	5
2 収入の確保と経費の節減	5
3 運営費負担金	6
第 5 その他業務運営に関する重要事項	6
1 保健医療福祉行政への協力	6
2 医療提供体制等の在り方検討	6

地方独立行政法人玉野医療センター第2期中期目標

前文

総合病院玉野市立玉野市民病院（以下「玉野市民病院」という。）と玉野三井病院は、令和3年4月1日に経営統合により地方独立行政法人玉野医療センター（以下「玉野医療センター」という。）として、1法人2病院体制での運営を開始した。

法人設立から令和6年度までの第1期中期目標期間においては、その多くがコロナ禍という特異な医療環境の中での運営となり、先行きの見通しが立たない時期もあったが、2病院が連携・協力しながら、新病院を見据えた効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築に向けた取組を進めてきたところである。

また、新型コロナウイルス感染症の対応にあたっては、理事長を中心に迅速な意思決定を行い、行政と連携したワクチン接種への積極的な取組や発熱外来の設置、感染患者受入れのための病床確保を行うなど、公的医療機関としての役割を果たしており、加えて、新型コロナウイルスへの対応に尽力することにより、新型コロナウイルス関連の補助金が受けられ、一時的ではあるが、収支の黒字化につながる結果となった。

一方で、新型コロナウイルス感染症の5類移行により補助金が縮減されるとともに、長引く光熱費や物価の高騰等を背景に、医療を取り巻く環境はより一層厳しい状況になっており、安定的な経営基盤の確立が喫緊の課題と言える。

令和7年1月には玉野市民病院と玉野三井病院が統合した「たまの病院」が開院し、市民の安心を支える新たな地域医療の拠点病院の誕生に、玉野医療センターに対する市民の期待はますます大きくなっている。

このような状況の中で、第2期中期目標期間においては、社会情勢や医療環境の変化に柔軟に対応しながら、効率的な病院運営により経営基盤の強化に取り組むとともに、引き続き良質な医療サービスの提供と地域の医療機関等との相互連携により、地域全体で地域医療を支えることができる体制の構築を図るため、ここに第2期中期目標を定め、目標の達成に向けて不断の努力を続けられることを求めるものとする。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 担うべき医療提供体制

（1）救急医療

急性期医療を担う地域の中核病院として「断らない医療」を実践するとともに、市内外の医療機関と連携し夜間及び休日における救急医療体制を確保し、1次救急か

ら２次救急までの地域で担うべき救急医療については、地域のなかで完結できる体制を構築すること。

また、院内に「救急隊待機室」を設置したメリットを生かし、救急隊との連携を密にすることで、救急患者の受け入れしやすい環境を整えること。

（２）小児・周産期医療

安心して子どもを産み育てられる環境を守っていくため、市内外の医療機関と連携・役割分担を行いながら、外来診療の継続及び入院診療の再開を目指すなど、市民ニーズに沿った診療機能を備えること。

（３）リハビリテーション医療

専門スタッフの配置や機能面での充実を図り早期の在宅復帰を支援するとともに、退院後も安心して在宅生活を過ごすことができるよう退院後のフォロー体制を整備するなど、リハビリテーション医療の充実を図ること。

（４）検診・予防医療

疾病の早期発見・早期治療へ向けて、人間ドックや検診等の総合的な予防医療の充実を図るとともに、市の健康福祉部門や保健機関と連携し、健診受診率の向上等、市民の健康増進に対する取組みに協力を行うこと。

（５）在宅医療

地域包括ケアシステムの円滑な運用に向け、かかりつけ医や介護事業所等と連携を図り、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション等の在宅医療への取組みを推進すること。

また、在宅療養支援病院として、２４時間体制で緊急対応できる体制を整備し、安心して自宅で療養生活が送れるよう在宅療養環境を支援すること。

（６）災害医療

災害時に備え、事業継続計画（ＢＣＰ）に基づく訓練や医薬品、水、食料等の備蓄、設備の維持管理を行うとともに、公的医療機関として、市の防災担当部門や近隣の医療機関と連携協力し、災害時における医療の中心的な役割を担うこと。

（７）感染症への対応

公的医療機関として、既存の感染症への対応はもとより、新興感染症が発生した場合には、これまでの対応により得られた知見を踏まえ、市及び関係機関と連携し、早

期の収束に向けて地域における中心的な役割を担うこと。

2 医療の質の向上

(1) 医療安全対策

患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整備するため、医療安全に係る情報の収集と分析により医療事故の発生を未然に防ぐとともに、院内感染防止対策に関して指針に基づく適切な対策を実施すること。

(2) チーム医療の実施

高度・複雑化する医療・介護ニーズへ対応するため、患者に携わる様々な専門職が多職種連携し情報と方針の共有を行うことで、退院後の状態をイメージしながら総合的なチーム医療を実践し、早期の在宅復帰に向けた支援を促進すること。

(3) 医療従事者の確保及び育成

岡山大学をはじめ、市内外の教育機関と連携し、卒後教育や生涯教育のための実践的な研修の場として人材育成に協力することで、研修医の受入れや安定的な医療従事者の確保を図るなど、相互協力関係に基づく人材の確保及び育成に努めること。

特に、医師については、将来にわたって診療体制を確保するためにも、市と連携し医師派遣体制の充実に努めること。

また、医療に携わる者の知識や技術の向上を図るとともに、専門性を持った人材の育成に努めること。

(4) 調査・研究・治験への取り組み

調査・研究・治験等への積極的な取り組みにより医療水準の向上に貢献すること。

(5) コンプライアンスの徹底

医療法を始めとする関係法令の遵守はもとより、個人情報保護や情報公開に関しても適切な対応を行うこと。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

断らない医療の実践を基本に、患者の視点に立った患者中心の安全・安心な医療の提供を行うとともに、患者やその家族に対して分かりやすい説明を心がけること。

また、患者や来院者に対するアンケート調査を定期的に行うなど、患者ニーズを把握し、業務の改善につなげること。

（２）職員の接遇向上

患者やその家族、市民からの信頼を得られるよう、職員の接遇意識を高め、病院全体のホスピタリティ向上に努めること。

（３）地域との交流

市内イベントへの参加や地元コミュニティとの交流、院内イベント等の開催を通じて、病院のことを知ってもらうための機会を積極的に設け、安心して来院できる環境づくりに努めること。

（４）積極的な情報発信

病院の機能や経営状況に加え、診療や疾病予防に関する情報等、ＩＣＴ（情報通信技術）等も活用しながら分かりやすい形での積極的な情報発信に努めること。

４ 地域医療連携の推進

地域の医療機関のなかで診療機能の役割分担と集約化を図ることで、それぞれが特色を持ちながら相互に連携し、地域全体で地域医療を支えることのできる体制の構築を図り、地域完結型医療の実現を目指すこと。

また、医師会等と協力し、紹介患者の受入れと患者に適した医療機関及び介護施設等との連携を図り、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。

第３ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

１ 業務運営体制の構築

（１）運営体制

地方独立行政法人制度を最大限活用し、主体性を持った意思決定ができるよう運営体制を確立するとともに、理事長をはじめ役員を先頭に病院全体が一丸となって、社会情勢の変化や医療保険制度改革に迅速かつ柔軟に対応できるよう運営体制の最適化を図ること。

（２）管理体制及び事務部門の強化

内部監査体制の構築による内部統制の強化とともに、関係法令の遵守及び職員倫理の確立を図ること。

情報セキュリティに関する規定等を制定し、システム機器の安全確保を図るほか、医療情報の流出防止、データの保全等適切な情報管理を行うこと。

事務部門においては、病院運営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を確保・育成し、組織としての経営の専門性を高めること。

(3) 外部評価等の活用

病院の運営状況について、第三者からの客観的な視点で評価を受け、評価結果に基づき必要な見直しを行うことで業務の効率化を図ること。

また、得られた評価結果に対して、どのような反映を行ったかを適切に示すことで、開かれた組織とすること。

2 職場環境の整備

(1) 働きやすい職場環境の整備

ワークライフバランスや職場の安全衛生の確保、コミュニケーションの活性化を通じて職場環境の改善を図り、働きやすい職場環境の整備に努めること。

また、医師の働き方改革への対応として、看護師や薬剤師、臨床検査技師等のメディカルだけでなく医師事務作業補助者を含めたタスクシフト・タスクシェアを進めるとともに、ICTの活用により、医師の業務負担の軽減を図ること。

(2) 職員の職務能力の向上

医療の進歩に伴って必要となる知識や技術が高度・複雑化するなかで、より専門性を持った知識や技術の習得のため、研修制度や専門資格取得に関する支援等について充実を図ること。

(3) 効果的な人事・給与制度の構築

職員の業績や能力、職責等を適正に反映し、職員のモチベーションの向上と組織としての活性化を図るため、職員の意欲を引き出す人事評価制度を構築すること。

また、給与制度は、社会一般の情勢を踏まえた適正な水準とし、病院の業績を踏まえた上で、職員の能力・成果を公正に反映させたものとする。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

診療報酬改定や医療制度変革等に的確に対応するとともに、効率的な病院運営を行うことで、持続可能な経営基盤の確立を図ること。

2 収入の確保と経費の節減

(1) 収入の確保

効率的な病床利用や医療機器の稼働率向上に努め、適正な診療収入の確保、未収金の発生防止や請求漏れの防止を図るとともに、紹介患者増につなげるため、地域の

医療機関への訪問活動を積極的に行い、収益確保を図ること。

(2) 経費の節減

地方独立行政法人として自主性の高い運営形態であることの利点を生かし、費用のなかでも大きな割合を占める給与費、材料費等について、人事給与制度の見直しや弾力的な人員配置、民間手法も活用した全般的な業務の見直し、効率化によって経費の節減を図ること。

3 運営費負担金

市が負担する運営費負担金は、公的医療機関としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策的医療を実施するため、法人の収入のみをもって事業の継続が困難であると認められる経費等について負担されるものであり、財政負担への理解が得られるよう効率的な経営に努め、自立した運営を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療福祉行政への協力

健康福祉部門をはじめとした、市行政の各関係部署と連携し、健康づくり支援や疾病予防等に係る諸計画及び施策の推進に協力を行うこと。

2 医療提供体制の在り方検討

玉野医療センターにおける今後の医療提供体制や将来像については、患者動向や医療需要の変化を的確に捉えるとともに、医師をはじめとした医療従事者の配置状況や周辺地域の医療環境等を踏まえながら、設置者である市とともに引き続き協議・検討していくこと。

(案)

令和6年10月 日

玉野市長 柴田 義朗 様

地方独立行政法人玉野医療センター評価委員会
委員長 加藤 珪一

意 見 書

地方独立行政法人玉野医療センターに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づく中期目標について、法第25条第3項の規定に基づく地方独立行政法人玉野医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人玉野医療センター第2期中期目標（案）について、評価委員会において慎重に審議した結果、本件を適当であると認めます。

以上